

まちのなかに学び合いの場を —生涯学習の楽しさをつくる—

池上洋通

公民館、図書館はなぜ必要なのでしょう？ カルチャーセンターとどこが違うの？
歩いて行ける身近な地域で、自分たちの暮らしことを考える…主権者として生きることを考える…そこが大きく違うところでは？

一人一人が自分の考えを持つこと、この地域をよりよく変えていくこと、そのためにはみんなで学び合うこと、の学びを保障し、支える公民館の必要性・大切さを、憲法を基に考えてみましょう。

はじめに あきる野市民であるということ

資料 1-1 あきる野市民憲章 平成 13 年 5 月 3 日制定

秋川の清流を抱き、緑あふれる豊かな自然に恵まれた郷土あきる野では、はやくから先人たちが文化の育成や産業の振興につとめてこられました。

わたくしたちは、この良き伝統を引き継ぐとともに、このまちに一層の誇りと責任を持ち、活力と創造性に満ちた人間性あふれるまちづくりをめざして、ここに市民憲章を定めます。

- 一 清らかな川 緑豊かな山や丘陵を大切に守り育て
みずみずしいまちをつくります
- 一 一人ひとりを互いに尊重し 社会のきまりを守り
つねに世界に心をひらいて前進する
連帯感あふれる明るいまちをつくります
- 一 子どもやお年寄りをいたわり 思いやりのある若い力の育つ
さわやかなまちをつくります
- 一 歴史や伝統を大切にし 地域の個性を活かすとともに
産業のさらなる振興につとめ
たくましいまちをつくります
- 一 スポーツや芸術を愛好し 健康で文化の香り高い
こころ豊かなまちをつくります

資料 1-2 あきる野市域の変遷・呼称の改正＜1889～1995＞

1889 明治 22 年以前		1889 明治 22 年 (町村制)	1918 大正 7 年	1955 昭和 30 年 (昭和の合併)	1972 昭和 47 年	1995 平成 7 年
神奈川県 西多摩郡	雨間村	東秋留村		秋多町	秋川市	あきる野市
	野辺村					
	小川村					
	二宮村					
	平沢村					
	引田村	西秋留村				
	淵上村					
	上代継村					
	下代継村					
	油平村					
	牛沼村					
	五日市町	五日市町	五日市町	五日市町		
	小中野村					
	館谷村	明治村				
	入野村					
	深沢村					
	五日市町の一部					
	高尾村	三ッ里村				
	留原村					
	小和田村					
	山田村	増戸村				
	伊奈村					
	網代村					
	横沢村					
	三内村					
	戸倉村	戸倉村				
	乙津村の一部					
	乙津村	小宮村				
	養沢村					

◇1879 (明 12 年) 神奈川県 ◇1893 (明 26 年) 東京府へ ◇1943 (昭 18 年) 東京都制

◇1879 (明 12 年) 神奈川県 ◇1893 (明 26 年) 東京府へ ◇1943 (昭 18 年) 東京都制

資料 1-3 平和首長会議について

2016 年 4 月 12 日

平和首長会議は、世界の都市が緊密な連携を築くことによって、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって世界恒久平和の実現に寄与することを目的としています。

本市では、国際情勢の変動や異常気象による災害などのリスクが顕在化する中で、世界平和や人権尊重への思いを込めた市民憲章の趣旨にのっとり、平和首長会議の活動目的に賛同し、平成 28 年 4 月 1 日に加盟しました。

資料 1-4 あきる野市環境基本条例（抜粋）

2004（平成 16）年 3 月 30 日

第 3 章 施策の推進

（公害に係る措置）

第 10 条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（自然環境の充実）

第 11 条 市は、豊かで貴重な水環境及び緑環境の充実を図り、自然と人との豊かな触れ合いを確保するものとする。

（資源の循環的利用等の促進）

第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設、増改築、維持管理等に当たり、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

（環境学習の推進）

第 13 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらのものによる自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

（地球環境の保全の推進）

第 19 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

資料2 子どもの作文から学ぶ

◇小学生低学年の部

「チアリーディングの思い出」

小倉 桜奈

わたしは、ようちえんの年長の時からチアリーディングをならいはじめました。4月から年中のいもうともならいはじめました。そして先生も新しい先生にかわって、わたしは、1・2年生チームのキャプテンになりました。わたしはさいしょ「キャプテンがしっかりできるかな。」とドキドキしました。でもきまった時にみんながはく手をしてくれたので「がんばろう。」と思いました。

ようちえんチームと1・2年生チームは、あきる野夏まつりにさんかするのでみんなががんばってれんしゅうをはじめました。わたしたち2年生は1年生にダンスのおどるいちやスタンツのいち、いろいろなことをきょう力して教えたりしました。ようちえんチームはれんしゅう時間がちがうので、ママがとってくれたビデオをいえで見ることができたので、いもうとががんばってダンスをれんしゅうしていることがわかりました。

でも6月ごろきゅうにいもうとが「はずかしいからみんなの前でおどりたくない。」と言いはじめました。わたしは「いっしょにおどりたい。」と思いました。つぎのれんしゅう日のあと、いえにかえったらママといもうとがビデオを見ながらダンスのれんしゅうをしていました。わたしはほっとしました。

わたしは、あきる野夏まつりの前にチアの合しゆくに行きました。合しゆくにはいろいろなチームがさんかしていてたくさんチアのなかまができました。わたしはダンスやスタンツ、タンブリングのれんしゅうをしました。よるにおたのしみ会をしました。おたのしみ会ではヒップホップやバレエをしたり、花火をしました。れんしゅうをたくさんしたあとでつかれていたけどたのしかったです。

あきる野夏まつりの前の日、わたしといもうとはよるおそくまでれんしゅうをしました。わたしはねむかったけど、いもうとがいっしょけんめいがんばっていたので、わたしもがんばることができました。

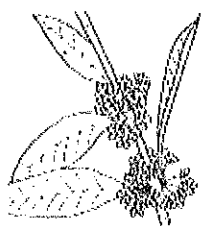
あきる野夏まつりの日、あさからすぐくあつ

日でした。会場には、ようちえんの先生やようちえんのしん友、みんなのパパやママたち、たくさんの人たちが見にきてくれました。本ばん前、少しドキドキしたけど、たのしみにしていたので早くおどりたい気もちでいっぱいでした。

わたしはうれしくてむちゅうでおどっていたら、あつというまにダンスがおわっていました。すごいあつさだったけど、みんながんばってさいごまでおどることができてうれしかったです。

パパが「キャブテンとしてダンスの前に1年生の立ちいちとかちゃんと見てなおしてあげていたね。おねえちゃんとしていもうとのダンスを気にして、なんかいい見ていたね。パパは見ていてすごうれしかったよ。」と言ってくれました。

わたしたちのチームはこれからJリーグのおうえんやホールではつぴよう会があります。なかなまといっしょにがんばりたいです。



◇小学生高学年の部

「妹」

田代みなみ

平成29年11月14日、深夜0時過ぎ父が「ママを病院に連れていってくるね。」と寝ている私を起こした。出産予定日までまだ3か月程あるというのに、母はお腹を押さえて痛みで顔がゆがんでいた。

「みなみ、お姉ちゃんになるのよ。」5年生になってすぐ母からそう告げられた。正直、11年間ずっと兄の下で、ぬくぬくと末っ子をやってきた私は複雑な気持ちだった。嫌な顔をしたら母を悲しませてしまうと思い、精一杯の明るい声で「やったね！私、お姉ちゃんになるんだ！」と答えた事を今でもハッキリ覚えていいる。でも、やっぱり内心は「弟も妹もあまり欲しくないな。」と思っていた。

母が病院についてすぐ、妹は1030グラムという両手に乗る位の小さな小さな体で誕生した。誕生後すぐに救急車で大きな病院に運ばれ新生児集中治療室（NICU）に入院した。NICU

にはいろいろな決まりがあり、兄や私の様な子どもは入室できない。だから、私が初めて妹を見たのは父が撮ってきてくれた写真である。保育器に入れた妹の小さな体には沢山の管が繋がれていて口には酸素マスク、目には目隠しをされ治療のため青い光に当たっていた。

その写真を見た時、胸がギュウっと締め付けられた。こんなに小さい体で精一杯生きようと戦っている妹の姿を応援する事しか出来ない自分が齒がゆかった。早く抱きしめてあげたい。早く一緒に遊びたい。数か月前まで妹も弟も欲しく無いと思っていた私はそこにはいなかった。姉になったしゅん間だったと思う。

それから妹の状態は一進一退をくり返ししながら、小さな体で沢山の注射にたえ、沢山の検査にもたえ抜き、平成30年2月7日、退院の日を迎えた。その日は学校があり、退院に付きそえない私は授業中もずっと妹の事を考えてソワソワしていた。

帰りの会が終わるといつもは友達と喋りながらゆっくり帰る道を、飛ぶように帰った。ドキドキしながら家のドアを開けるとそこには天使の様な妹

が待っていた。産まれてから3か月、初めて抱く事ができた。産まれた時の3倍近くの体重になっていた妹だったけど、それでもまだまだ軽くて強く抱きしめるとこわれてしまいそうだった。その日の感動を私は一生忘れないだろう。

妹はまだ3か月おきに通院していて、その度に検査などしている。小さく産まれた分、成長に関しても他の子から比べるとゆっくりになるみたいだ。でも、大丈夫。お父さんにお母さん、お兄ちゃんにお姉ちゃん。おじいちゃんにおばあちゃん。ひなたには沢山の家族が居るよ。ゆっくりでもいい。これから一緒に沢山の思い出を作っていこうね。

最後に、妹の名前は「ひなた」と言います。明るく元気に周りの人にも暖かい光をあててあげられる様な子になってほしいと言う願いをこめて家族全員で決めました。名前の通りひなたは今、家族の太陽みたいな存在です。



1 近代市民革命がもたらした国家・憲法理念と日本国憲法

(1) 近代市民革命がもたらした国家の基本原則と基本目的

- ① 国民主権（人民主権）の原理による国家
- ② 国家の基本目的は、すべての者に対する人権の保障
- ③ 国家の基本目的を達成するための権力分立原則による統治機構（政府機構）の確立

資料 3-1 近代市民憲法の基本的構造

- ◇人民（国民）主権の明示
- ◇国家の基本目的の明示的な規定
- ◇国家の基本目的を果たすための統治機構（政府機構）についての明示的な規定

資料 3-2 日本国憲法の基本的構造

国民主権の確立	
政府の任務	戦力不保持の下での恒久平和の実現
	基本的人権の規定とその保障
政府の機構	三権分立+地方自治による統治機構の確立

(2) 日本国憲法の構造<比較参照・明治憲法>

資料 3-3 日本国憲法の構造 [参照・大日本帝国憲法]

日本国憲法		[参照] 大日本帝国憲法	
前文		告文・憲法発布勅語・上諭	
第1章	天皇	第1章	天皇
第2章	戦争の放棄		
第3章	国民の権利及び義務	第2章	臣民権利義務
第4章	国会	第3章	帝国議会
第5章	内閣	第4章	国务大臣及枢密顧問
第6章	司法	第5章	司法
第7章	財政	第6章	会計
第8章	地方自治		
第9章	改正	[第7章・補則に改正条項を含む]	
第10章	最高法規		
第11章	補則	第7章	補則

資料4 日本国憲法前文

- 1 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。
- 2 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
- 3 われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。
- 4 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

資料5 日本国憲法 第2章 戦争の放棄

第9条【戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認】

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

(4) 日本国憲法の基本的人権規定を見る

① 人権の分類と日本国憲法

資料 6-1 日本国憲法に規定する人権の分類の例

自由権	精神的自由権	思想・良心の自由 (19 条)
		信教の自由 (20 条)
		表現の自由、集会・結社の自由 (21 条 1 項)
		通信の秘密 (21 条 2 項)
	経済的自由権	職業選択の自由 (22 条 1 項)
		居住移転の自由 (22 条 1 項)
		外国移住の自由、国籍離脱の自由 (22 条 2 項)
		財産権 (29 条)
	人身の自由	奴隷的拘束・苦役からの自由 (18 条)
		適正手続を受ける権利 (31 条)
		不法な身体拘束からの自由 (33 条)
		理由の告知・弁護人依頼権を与えられなければ抑留・拘禁されない権利、正当な理由なく拘留されない権利 (34 条)
		令状がなければ住居侵入・搜索・押収されない権利 (35 条)
		拷問・残虐な刑を受けない権利 (36 条)
		公平な裁判所の迅速な公開の刑事裁判を受ける権利、刑事被告人の証人審問権、弁護人依頼権 (37 条)
		自己に不利益な供述を強制されない権利 (38 条)
		刑罰を遡及されない権利、二重の危険を受けない権利 (39 条)
参政権	選挙権・被選挙権 (15 条 1 項) (93 条 2 項)	
	最高裁判所裁判官の国民審査権 (79 条 2 項)	
	地方自治特別法の住民投票権 (95 条)	
	憲法改正の国民投票権 (96 条 1 項)	
社会権	平和的生存権 (前文、9 条)	
	生存権 (25 条)	
	教育を受ける権利 (26 条)	
	勤労の権利 (27 条 1 項)	
	労働基本権 [団結権・団体交渉権・罷業権] (28 条)	
受益権	請願権 (16 条)	
	国家賠償請求権 (17 条)	
	裁判を受ける権利 (32 条)	
	刑事補償請求権 (40 条)	
平等権	法の下での平等 (14 条)	
	性的平等 (23 条)	
包括的人権	幸福追求権 (13 条)	
新しい人権	環境権 (25 条)	
	プライバシー権 (13 条)	

資料6-2 日本国憲法の人権保障規定一覧				五日市 憲法案
章	条	保障内容（丸数字は、条文の項を示す）	対象	
2	9	平和的生存権	人類	
3	11	基本的人権の享有・不可侵	国民	★
	12	自由・権利の保持義務、濫用の禁止	国民	★
	13	個人の尊重、生命・自由・幸福追求権、環境権	国民	
	14	法の下での平等	国民	★
	15	公務員の選定罷免権	国民	★
	16	請願権	何人	★
	17	賠償請求権	何人	
	18	奴隷的拘束及び苦役からの自由	何人	★
	19	思想及び良心の自由	何人	★
	20	信教の自由	何人	★
	21	集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密	何人	★
	22	居住・移転・職業選択の自由、 外国移住・国籍離脱の自由、移動・交通権	何人	★
	23	学問の自由	何人	
	24	婚姻の自由	何人	
		両性の平等、家族権	何人	
	25	①生存権、健康権、文化権、環境権	国民	
		②社会福祉、社会保障、公衆衛生		
	26	教育基本権（主権者的生涯学習権）〔義務教育〕	国民	★
	27	①労働の権利〔労働の義務〕	国民	★
		②労働条件の基準		
		③児童の酷使の禁止	児童	
	28	労働基本権（団結権・団体交渉権・団体行動権）	勤労者	
	29	財産権、経済活動の自由	何人	★
	30	〔納税の義務〕	国民	★
	31	刑罰についての法定手続きの保障	何人	★
	32	裁判を受ける権利	何人	★
	33	逮捕に対する保障	何人	★
	34	抑留・拘禁に対する保障	何人	★

	35	住居侵入・捜索・押収に対する保障	何人	★
	36	拷問及び残虐な刑罰の禁止	何人	
	37	刑事被告人の諸権利	被告人	★
	38	不利益な供述の強要禁止、自白の証拠能力	何人	
	39	刑罰法規の不遡及、二重刑罰の禁止	何人	★
	40	刑事補償	何人	★
4	44	国会議員の被選挙権、選挙権（15条）	国民	★
4	57	両院議事の公開—情報権	国民	
6	79	最高裁判所裁判官の国民審査	国民	
6	82	①裁判の公開	国民	
7	91	財政状況の報告—情報権	国民	
8	92	地方自治の本旨—地方自治権	住民	★
※①	93	②自治体の長、議員、法定吏員の選挙権・被選挙権	住民 ※②	
	95	特別法の住民投票	住民	
9	96	憲法改正についての国民投票	国民	
10	97	基本的人権の不可侵	国民	★

◇対象欄の太字は年齢制限のあることを示し、何人は国籍を問わないことを示す。
◇斜体文字は義務規定を示す。
★は〔五日市憲法草案〕に関連した条項が記されていることを示す。
※① 住民は国籍を問わない。 ※② 自治体の長の被選挙権は住所を問わない。

資料 6－3 国連が中心となって作成した人権関係諸条約一覧 2019.3.31 現在				
	条約の名称（※日本が未加盟の条約は仮称）	採択年	締約国	日本締結年
1	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966	169	1979
2	経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の選択議定書	2008	24	
3	市民的及び政治的権利に関する国際規約	1966	172	1979
4	市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書	1966	116	
5	市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書	1989	87	
6	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965	179	1995
7	アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約	1973	109	
8	スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約	1985	62	
9	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979	189	1985
10	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書	1999	111	

11	集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約	1948	150	
12	戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約	1968	55	
13	奴隷改正条約			
	(1) 1926 年の奴隷条約	1926	-	
	(1) 1926 年の奴隷条約を改正する議定書*	1953	61	
	(2) 1926 年の奴隷条約の改正条約**	1953	99	
14	奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約*	1956	124	
15	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	82	1958
16	難民の地位に関する条約	1951	146	1981
17	難民の地位に関する議定書	1967	147	1982
18	無国籍の削減に関する条約*	1961	73	
19	無国籍者の地位に関する条約	1954	91	
20	既婚婦人の国籍に関する条約	1957	74	
21	婦人の参政権に関する条約	1953	123	1955
22	婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約	1962	55	
23	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984	166	1999
24	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書	2002	89	
25	児童の権利に関する条約	1989	196	1994
26	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000	168	2004
27	児童売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000	176	2005
28	児童の権利に関する条約の選択議定書（個人通報制度及び調査制度）	2011	43	
29	全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約	1990	54	
30	障害者の権利に関する条約	2006	177	2014
31	障害者の権利に関する条約の選択議定書	2006	94	
32	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	2006	59	2009

一般財団法人・アジア・太平洋人権情報センター 原資料は国連HP

◆日本国憲法第98条2項

「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」

※条約の議定書の持つ意味を重視する。

2 日本国憲法と地方自治

(1) 権力分立体制の不十分さについての経験

- ① 権力分立の意味
- ② 明治憲法による権力の分立
- ③ 軍国主義的体制（軍事独裁）がもたらした悲惨な経験＜参考資料A＞
- ④ 権力分立体制の不十分さの確認

(2) 日本国憲法の定める国家の基本目的と地方自治の任務

- ① 恒久平和の実現
- ② すべての個人に対する基本的人権の保障

(3) 国家総動員体制の構築と地方政治、個人生活に対する抑圧の経験

資料7-1 国家総動員法 【口語訳】昭和13年（1938）4月1日公布 昭和19（1944）年改正

第1条【国家総動員】

この法律において国家総動員とは、戦争時（戦争に準ずる事変も含む）に際して、国防目的の達成のため国の全力を最も有効に發揮できるように人的、物的資源を統制し運用することをいう。

第2条【総動員物資】

この法律において総動員物資とは、次にあげるものをいう。

- 一 兵器、艦艇、弾薬その他の軍用物資
- 二 国家総動員上必要な被服、食糧、飲料及飼料
- 三 国家総動員上必要な医薬品、医療機械器具その他の衛生用物資及び家畜衛生用物資
- 四 国家総動員上必要な船舶、航空機、車両、馬その他の輸送用物資
- 五 国家総動員上必要な通信用物資
- 六 国家総動員上必要な土木建築用物資及び照明用物資
- 七 国家総動員上必要な燃料及び電力
- 八 前各号に掲げるものの生産、修理、配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、装置その他の物資
- 九 前各号に掲げるものの他、勅令で指定する国家総動員上必要な物資

第3条【総動員業務】

本法律において総動員業務とは次に掲げるものをいう。

- 一 総動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に関する業務
- 二 国家総動員上必要な運輸又は通信に関する業務
- 三 国家総動員上必要な金融に関する業務
- 四 国家総動員上必要な衛生、家畜衛生又は救護に関する業務

- 五 国家総動員上必要な教育訓練に関する業務
- 六 国家総動員上必要な試験研究に関する業務
- 七 国家総動員上必要な情報又は啓発宣伝に関する業務
- 八 国家総動員上必要な警備に関する業務
- 九 前各号に掲げるものを除く他、勅令で指定する国家総動員上必要な業務

第4条【国民の徴用】

政府は戦争時には、国家総動員上必要な時は、勅令が定めることによって国民を徴用して、国家総動員業務につかせることができる。ただし、兵役法とかち合うときは兵役法が優先する。

第5条【総動員業務への協力】

第6条【労働者の動員と労働条件】

第7条【労働争議への命令、労働争議の禁止】

第8条【物資の生産、流通等についての命令】

第9条【輸出・輸入の制限と禁止、輸出、輸入の命令と税制の変更】

第10条【総動員物資と総動員業務の人員の使用・収用】

第11条【会社組織、金融組織への統制】

第13条【工場、事業場、船舶等の動員】

第14条【鉱業権、砂鉱権、水利使用权等の動員】

第15条【不用になったものの払い下げ】

第16条【会社経営に関する統制①】

第16条の2【会社経営に関する統制②】

第16条の3【会社経営に関する統制③】

第17条【事業者間における協定の認可】

第18条【産業統制のための団体・会社の設立等】

第18条の2 略

第18条の3【統制団体・会社の租税の減免等】 条文略

第19条【価格等の統制】

第20条【報道の統制】

第21条【職業能力の申告・検査】

第22条【学校、養成所等に対する命令】

第23条【生産・販売業者等に対する減量・材料の保有命令】

第24条【総動員業務の計画の設定と演習・訓練の命令】

第25条【研究機関等への試験研究の命令】

第26条【利益の保障、設備の設営】

第27条・第28条・第29条【総動員業務による損失の補償等】 条文略

第30条・第31条【総動員業務を行う事業の監督】 条文略

第32条【輸出・輸入規定違反者への処分】

第33条～第43条【各条項への違反者への罰則等】

◆第 36 条【徴用に応じなかった者等に対する罰則等】

次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

一	第 4 条の規定に依る徴用に応ぜず、又は同条の規定に依る業務に従事しなかった者
二	略

第 44 条【官庁情報の漏洩、公務員の守秘義務違反等に関する罰則】

第 45 条【公務員、団体役員等による民間情報の漏洩等に関する罰則】

第 46 条・第 47 条 削除

第 48 条【法人代表者等の各規定違反者への罰則】

第 49 条【海外等における違反者への罰則と日本国民〔帝国臣民〕への適用】

第 50 条【国家総動員審議会の設置】 附則 略

資料 7-2 部落会町内会等整備要領とその趣旨（抜粋）〔口語訳〕

昭和十五年九月十一日 内務省訓令第十七号

第一 目的

- 一 隣保団結の精神に基づいて市町村内の住民を組織結合し万民が翼賛の本旨にしたがって地方共同の任務を遂行させること。
- 二 国民の道徳的錬成と精神的団結を図るための基礎組織にすること。
- 三 国策を広く国民に徹底させ、国政全般の円滑な運用に役立たせること。
- 四 国民の経済生活の地域での統制単位として、統制経済の運用と国民生活の安定上必要な機能を発揮させること。

〔趣旨〕

二 部落会町内会を国民の道徳的錬成と精神的団結を図るための基礎組織とすること

先づ部落会・町内会の組織を通じて国民の道徳的錬成が図られなければならない。

即ち住民は、隣保相扶（近隣で助け合う）の美風を発揚して協同して仲良くし、協同生活の実践的訓練と陶冶により、相互によく切磋琢磨して、その生活の醇化（純化）と道徳の向上を図らなければならない。国民が真に隣保生活から進んで、国家公共の意識に目醒めるならば、日常生活の分野に於ける個人本位の行為はその跡を絶ち、経済生活部面に於ける非国民的行為などは全く無くなり、真に国民共に憂い共に楽しむという健全な国民道徳が実現されるのである。即ち部落会・町内会は、国民各自がその日常に於いて個人主義的生活を脱却し、公益優先の全体的立場に立脚する真の国民的性格に錬成される訓練の組織たらんとするのである。

＜参考資料 A＞軍事費の推移＜1875～1945 年度＞ 軍事費（千円）、全予算対比（％）

年 度		軍事費	予算対比	年 度		軍事費	予算対比
明治 8	1875	10,275	14.8	明治 44	1911	206,220	35.2
9	1876	30,571	38.4	45	1912	200,932	33.8
10	1877	27,377	41.1	大正 2	1913	192,295	33.5
11	1878	12,482	19.5	3	1914	220,057	35.6
12	1879	11,277	18.7	4	1915	220,043	37.0
13	1880	12,083	19.1	5	1916	242,072	40.4
14	1881	12,016	16.8	6	1917	346,144	47.4
15	1882	13,636	18.6	7 ④	1918	481,171	51.9
16	1883	16,438	20.3	8 ④	1919	858,483	65.1
17	1884	19,480	25.4	9 ④	1920	904,282	58.4
18	1885	15,584	25.5	10 ④	1921	841,875	52.7
19	1886	20,524	24.7	11	1922	692,569	45.7
20	1887	22,238	28.0	12	1923	529,553	34.2
21	1888	22,541	27.7	13	1924	487,322	29.6
22 ①	1889	23,583	29.6	14	1925	448,241	29.4
23	1890	25,830	31.5	15	1926	436,751	27.7
24	1891	23,817	28.5	昭和 2	1927	496,630	28.1
25	1892	23,901	31.1	3	1928	519,735	28.6
26	1893	22,955	27.1	4	1929	496,405	28.6
27 ②	1894	128,565	69.4	5	1930	444,302	28.5
28 ②	1895	117,190	65.6	6 ⑤	1931	461,204	31.2
29	1896	73,416	43.5	7	1932	701,033	35.9
30	1897	110,728	49.5	8	1933	881,056	39.1
31	1898	112,650	51.3	9	1934	948,391	43.8
32	1899	114,442	45.0	10	1935	1,039,235	47.1
33	1900	133,807	45.7	11 ⑥	1936	1,085,454	47.6
34	1901	106,959	40.1	12 ⑦	1937	3,293,989	69.5
35	1902	86,523	29.9	13 ⑧	1938	5,979,059	77.0
36	1903	151,317	47.9	14	1939	6,489,572	73.7
37 ③	1904	673,020	81.9	15	1940	7,963,490	72.5
38 ③	1905	730,614	82.3	16 ⑨	1941	12,515,349	75.7
39	1906	378,736	54.4	17 ⑨	1942	18,836,742	77.2
40	1907	215,116	34.9	18 ⑨	1943	29,828,910	78.5
41	1908	213,757	33.6	19 ⑨	1944	73,514,945	85.3
42	1909	177,617	33.3	20 ⑨	1945	55,242,895	72.6
43	1910	185,565	32.6	資料 大蔵省「決算書」			

①明治憲法発布、②日清戦争、③日露戦争、④シベリア出兵、⑤満州事変、⑥二・二六事件
 ⑦支那事変（日中戦争）、⑧国家総動員法、⑨アジア・太平洋戦争

第一条【国体の変革等の罪と罰則】

- ① 国体を変革し又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し、又は結社の情報を知ってこれに加入した者は、十年以下の懲役又は禁錮に処する。
- ② 前項の未遂罪は、之を罰する。

第二条【犯罪実行のための協議とその罰則】

前条第一項の目的を以てその目的である事項の実行に関して協議をした者は、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第三条【扇動の罪とその罰則】

第一条第一項の目的を以てその目的である事項の実行を扇動した者は、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第四条【騒擾・暴行等の扇動とその罰則】

第一条第一項の目的を以て騒擾、暴行その他生命、身体又は財産に害を加えるような犯罪を扇動した者は、十年以下の懲役又は禁錮に処する。

第五条【財産上の利益の供与等の罪とその罰則】

第一条第一項及び前三条の罪を犯させることを目的として、金品その他財産上の利益を供与し、又はその申し込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。それらの情報を知って供与を受け、又はその要求若しくは約束をした者も同じである。

第六条【自首による刑の軽減・免除】

前五条の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し又は免除する。

第七条 【略】

※治安維持法は、1928(昭和3)年改定で「最高刑を死刑」とし、1941(昭和16)年の大規模改定で「予防拘禁」などの規定を加えた。

(4) 日本国憲法の人権規定を読む

資料8 基本的人権についての憲法理念

第12条【自由・権利の保持義務〔抵抗権の保障〕、濫用の禁止】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利〔自己実現〕の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

① 日本国憲法第12条の描いていること

抵抗権の表明「国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」

＜参考資料C＞ アメリカ合衆国独立宣言

1776年7月4日第2回大陸会議により採択/13のアメリカ連合諸邦による全会一致の宣言

…われわれは、以下の事実を自明のことと信じる。

すなわち、すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられているということ。

こうした権利を確保するために、人々の間に政府が樹立され、政府は統治される者の合意に基づいて正当な権力を得る。そして、いかなる形態の政府であれ、政府がこれらの目的に反するようになったときには、人民には政府を改造または廃止し、新たな政府を樹立し、人民の安全と幸福をもたらす可能性が最も高いと思われる原理をその基盤とし、人民の安全と幸福をもたらす可能性が最も高いと思われる形の権力を組織する権利を有するという、こと、である。

もちろん、長年にわたり樹立されている政府を軽々しい一時的な理由で改造すべきではないことは思慮分別が示す通りである。従って、あらゆる経験が示すように、人類は、慣れ親しんでいる形態を廃止することによって自らの状況を正すよりも、弊害が耐えられるものである限りは、耐えようとする傾向がある。

しかし、権力の乱用と権利の侵害が、常に同じ目標に向けて長期にわたって続き、人民を絶対的な専制の下に置こうとする意図が明らかであるときには、そのような政府を捨て去り、自らの将来の安全のために新たな保障の組織を作ることが、人民の権利であり義務である。

アメリカ大使館HP 原文は英語。日本語訳はアメリカ国務省による仮訳である。

② 日本国憲法第13条の描いていることと「権利としての地方自治」の確立

◇「人」ではなく「個人」の尊重→自己実現の権利の確立

◇国政の最大尊重事項→「自己実現の権利」の保障

◇「国政」概念の発展→中央政府+地方自治体政府による政治

◇近接性の原理

→主権者個人の生活に近い政府（基礎的自治体政府）に最大の権限を持たせる

◇補完性の原理

→中央政府・広域的地方自治体政府が基礎的自治体政府を補完する

③「公共の福祉」の理解

◇すべての人権は、すべての個人に等しく保障される。

◇すべての人権の行使は、他の者の人権を侵さないという限界を持つ。

→人権の内在的制約

「私はあなたと異なる意見を持っている。しかし私は、あなたが意見を表明することとは当然の権利として認める。」

◇法律による権利の限界の規定と調整—権利の社会的共同性

<参考資料D-1>フランス「人及び市民の権利宣言」(1789年)からの抜粋

第4条(自由の定義・権利行使の限界)

自由とは、他人を害しないすべてのことをなしうることにある。したがって、各人の自然的諸権利の行使は、社会の他の構成員にこれらと同一の権利の享受を確保すること以外の限界をもたない。これらの限界は、法律によってでなければ定められない。

樋口陽一・吉田善明編『改定版 解説世界憲法集』三省堂

(5) 日本国憲法の基本理念を実現するための政府(統治機構)の体制

資料 8 日本国憲法による政府・統治機構						※数字は憲法の章を示す		
国民主権 1								
国 民			住 民					
中央政府			地方自治政府 8					
			都 道 府 県			市 町 村		
国 会 4	内 閣 5	司 法 6	代表制民主主義		直接民 主主義	代表制民主主義		直接民 主主義
			議 会	首 長 多元制		議 会	首 長 多元制	
←市町村最優先・都道府県優先の原則→								

① 垂直的(中央集権的)分権から水平的分権への転換

② 主権者概念の発展

◇中央政府

国民 日本国籍を持つ者

「憲法第10条 日本国民たる要件は、法律〔国籍法〕でこれを定める。」

◇地方自治体政府

住民(地方自治法)

「第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」

③ 他国籍住民の権利性の確認

◇納税義務と税の権利の保障

<参考資料D-2>フランス「人及び市民の権利宣言」(1789年)からの抜粋

第13条(租税の分担)

公の武力の維持および行政の支出のために、共同の租税が不可欠である。共同の租税は、すべての市民の間で、その能力に応じて、平等に分担されなければならない。

第14条(租税に関与する市民の権利)

すべての市民は、みずから、またはその代表者によって、公の租税の必要性を確認し、それを自由に承認し、その用途を追跡し、かつその数額、基礎、取立て、および期間を決定する権利をもつ。

◆「代表無ければ課税無し」の原則

(6) 権利としての地方自治の確立

資料9 日本国憲法 第8章 地方自治

第92条【地方自治の基本原則】

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条【地方公共団体の議会、長と議員、法定吏員の公選】

【地方自治体権力の二元性と行政機関の多元主義】

①地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条【地方公共団体の権能】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

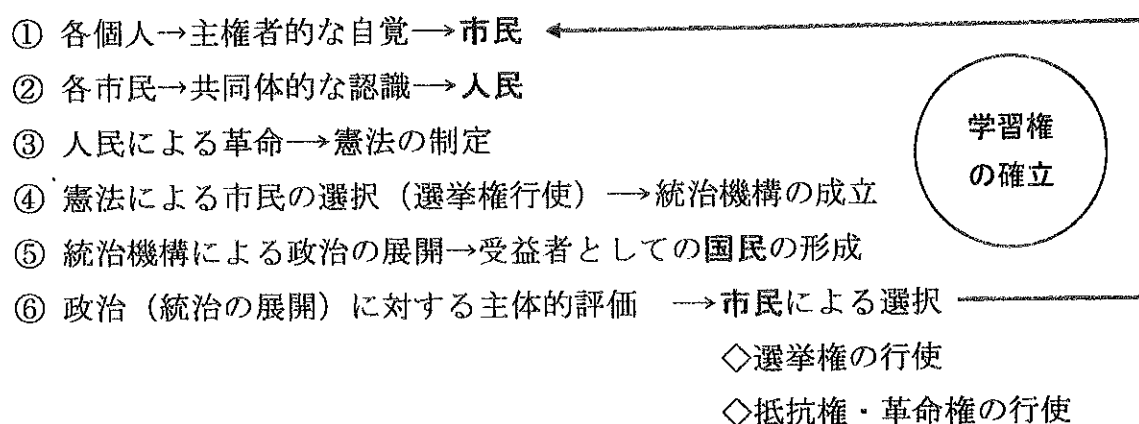
第95条【特別法の住民投票】

【中央政府と地方自治体政府の対等性、権利としての住民自治】

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

3 市民としての主権者の学習権の確立－権利の主体者として法制度に向き合う

資料 10－1 近代民主主義が確立した主権者による支配の循環



求められるのは、自己実現としての主権者の生活の確立である。

日本国憲法第 15 条

【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障】

- ① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

資料 10－2 ユネスコ「学習権宣言」

第 4 回ユネスコ国際成人教育会議（パリ）の宣言（1985 年 3 月 29 日）

学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでもまして重要な課題となっている。

学習権とは、読み書きの権利であり、
 問い続け、深く考える権利であり、
 想像し、創造する権利であり、
 自分自身の世界を読み取り、歴史をつづる権利であり、
 あらゆる教育の手だてを得る権利であり、
 個人的・集団的力量を発達させる権利である。
 成人教育パリ会議は、この権利の重要性を再確認する。

学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは、生存の欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。もし、世界の人々が、食糧の生産やその他の基本的人間の欲求が満たされることを望むならば、世界の人々は学習権をもたなければならない。

もし、女性も男性も、より健康な生活を営もうとするなら、彼らは学習権をもたなければならない。もし、わたしたちが戦争を避けようとするなら、平和に生きることを学び、お互いに理解し合うことを学ばねばならない。

“学習”こそはキーワードである。学習権なくしては、人間的発達はいない。

学習権なくしては、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、そして、さらに学習条件の改善もないであろう。

この権利なしには、都市や農村で働く人たちの生活水準の向上もないであろう。端的に言えば、このように学習権を理解することは、今日の人類にとって決定的に重要な諸問題を解決するために、わたしたちがなす最善の貢献の一つなのである。

しかし、学習権はたんなる経済発展の手段ではない。それは基本的権利の一つとしてとらえられなければならない。学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。

それは基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的である。学習権は、人類の一部のものに限定されてはならない。すなわち、男性や工業国や有産階級や、学校教育を受けられる幸運な若者たちだけの、排他的特権であってはならない。

本パリ会議は、すべての国に対し、この権利を具体化し、すべての人々が効果的にそれを行行使するのに必要な条件をつくるように要望する。そのためには、あらゆる人的・物的資源がととのえられ、教育制度がより公正な方向で再検討され、さらにさまざまな地域で成果をあげている手段や方法が参考となろう。

[以下略]

資料 11 教育に関する法的原則—憲法と教育基本法の抜粋

◆日本国憲法

第 26 条【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】

- ①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

◆教育基本法（抜粋）

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条

- ① すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- ② 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- ③ 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難

な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育) 第五条 [条文略]

(学校教育) 第六条 [条文略]

(大学) 第七条 [条文略]

(私立学校) 第八条 [条文略]

(教員) 第九条 [条文略]

(家庭教育) 第十条 [条文略]

(幼児期の教育) 第十一条 [条文略]

(社会教育) 第十二条

- ① 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育) 第十四条

- ① 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
- ② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育) 第十五条 [条文略]

第三章 教育行政

(教育行政) 第十六条

- ① 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
- ② 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- ③ 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- ④ 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措

置を講じなければならない。〔以下略〕

資料 12 社会教育関係の法律（抜粋）

◆社会教育法 1949（昭和 24）年法律第 207 号

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 9 条）
- 第 2 章 社会教育主事等（第 9 条の 2～第 9 条の 7）
- 第 3 章 社会教育関係団体（第 10 条～第 14 条）
- 第 4 章 社会教育委員（第 15 条～第 19 条）
- 第 5 章 公民館（第 20 条～第 42 条）
- 第 6 章 学校施設の利用（第 43 条～第 48 条）
- 第 7 章 通信教育（第 49 条～第 57 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条（この法律の目的）

この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

第 2 条（社会教育の定義）

この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第 3 条（国及び地方公共団体の任務）

- ① 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
- ③ 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

第4条（国の地方公共団体に対する援助）

前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

第5条（市町村の教育委員会の事務）

① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

- ② 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

[中略]

第5章 公民館

第20条（目的）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第21条（公民館の設置者）

- ① 公民館は、市町村が設置する。
- ② 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- ③ 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

第22条（公民館の事業）

公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

第23条（公民館の運営方針）

- ① 公民館は、次の行為を行つてはならない。
- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- ② 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

第23条の2（公民館の基準）

- ① 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。
- ② 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

第24条（公民館の設置）

市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条・第26条 削除

第27条（公民館の職員）

- ① 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。
- ② 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- ③ 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条（職員の任命）

市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

第28条の2（公民館の職員の研修）[略]

第29条（公民館運営審議会）

- ① 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。
- ② 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条（条例による公民館運営審議会の委員の委嘱、定数等の規定）

- ① 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。
- ② 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第31条（法人の設置する公民館の公民館運営審議会）[略]

第32条（運営の状況に関する評価等）

公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第32条の2（運営の状況に関する情報の提供）

公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

[以下略]

◆図書館法 1950（昭和 25）年法律第 118 号

第 1 章 総則（第 1 条～第 9 条）

第 2 章 公立図書館（第 10 条～第 23 条）

第 3 章 私立図書館（第 24 条～第 29 条）

附則

第 1 章、総則

第 1 条（この法律の目的）

この法律は、社会教育法に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条（定義）

- ① この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。
- ② 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

第 3 条（図書館奉仕）

図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

第4条（司書及び司書補）

① 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

② 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

③ 司書補は、司書の職務を助ける。

第5条（司書及び司書補の資格）〔略〕

第6条（司書及び司書補の講習）〔略〕

第7条の2（設置及び運営上望ましい基準）

文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

第7条の3（運営の状況に関する評価等）

図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7条の4（運営の状況に関する情報の提供）

図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第8条（協力の依頼）

都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

第9条（公の出版物の収集）

① 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

② 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

第10条（設置）

公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条・第12条 削除

第13条（職員）

① 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

② 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければ

ばならない。

第14条（図書館協議会）

- ① 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- ② 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条（図書館協議会の委員）

図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条（条例による規定）

図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第17条（入館料等）

公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

[以下略]

◆博物館法 1951（昭和26）年法律第285号

第1章 総則（第1条～第9条の2）

第2章 登録（第10条～第17条）

第3章 公立博物館（第18条～第26条）

第4章 私立博物館（第27条・第28条） 第5章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

第1条（この法律の目的）

この法律は、社会教育法に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

- ① この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

- ② この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私

立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

- ③ この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

第3条（博物館の事業）

- ① 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

- ② 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

第4条（館長、学芸員その他の職員）

- ① 博物館に、館長を置く。

② 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

③ 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

④ 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

⑤ 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

⑥ 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

第5条（学芸員の資格）[略]

第6条（学芸員補の資格）〔略〕

第7条（学芸員及び学芸員補の研修）〔略〕

第8条（設置及び運営上望ましい基準）〔略〕

第9条（運営の状況に関する評価等）〔略〕

第9条の2（運営の状況に関する情報の提供）〔略〕

博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

〔中略〕

第3章 公立博物館

第18条（設置）

公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第19条（所管）

公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

第20条（博物館協議会）

- ① 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。
- ② 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条（博物館協議会の委員の任命）

博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条（条例による博物館協議会についての規定）

博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第23条（入館料等）

公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

〔以下略〕

◆文化芸術基本法 2001（平成13）年法律第148号

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 文化芸術推進基本計画等（第7条・第7条の2）

第3章 文化芸術に関する基本的施策（第8条～第35条）

第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第36条・第37条）

附則

<前文>

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条（基本理念）

- ① 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- ② 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考

慮されなければならない。

- ③ 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- ④ 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- ⑤ 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- ⑥ 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- ⑦ 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- ⑧ 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- ⑨ 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- ⑩ 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

第3条（国の責務）

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第4条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条（国民の関心及び理解）

国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

第5条の2（文化芸術団体の役割）

文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を

図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

第5条の3（関係者相互の連携及び協働）

国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第6条（法制上の措置等）

政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

◆スポーツ基本法 2011（平成23）年法律第78号

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 スポーツ基本計画等（第9条・第10条）

第3章 基本的施策

第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第11条～第20条）

第2節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第21条～第24条）

第3節 競技水準の向上等（第25条～第29条）

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備（第30条～第32条）

第5章 国の補助等（第33条～第35条）

附則

<前文>

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

第2条（基本理念）

- ① スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- ② スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- ③ スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

- ④ スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- ⑤ スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- ⑥ スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- ⑦ スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- ⑧ スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

第3条（国の責務）

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第4条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条（スポーツ団体の努力）

- ① スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- ② スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- ③ スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

第6条（国民の参加及び支援の促進）

国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

第7条（関係者相互の連携及び協働）

国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第8条（法制上の措置等）

政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

[以下略]

◆劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 2012（平成24）年法律第49号

前文

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 基本的施策（第10条～第16条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

[以下、条文略]

さいごに 日本とあきる野市の主権者として、憲法理念を生きる

(1) 国家の基本目的を果たすために

① 恒久平和の実現の担い手として

② 基本的人権の主体者として

(2) 世界市民を生きる

資料 13 国連「持続可能な社会をめざす 2030 アジェンダ SDGs」－17の目標

- 目標 1 貧困をなくそう
- 目標 2 飢餓をゼロに
- 目標 3 すべての人に健康と福祉を
- 目標 4 質の高い教育をみんなに
- 目標 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 目標 6 安全な水とトイレをみんなに
- 目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 目標 8 働きがいも経済成長も
- 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 目標 10 人や国の不平等をなくそう
- 目標 11 住み続けられるまちづくりを
- 目標 12 つくる責任つかう責任
- 目標 13 気候変動に具体的な対策を
- 目標 14 海の豊かさを守ろう
- 目標 15 陸の豊かさを守ろう
- 目標 16 平和と公正をすべての人に
- 目標 17 パートナリシップで目標を達成しよう／

資料 14 東日本大震災 諸外国・地域からの救助・医療チーム等活動概要 2011 年		
韓国	3/12～3/23	救助隊員 107 名、救助犬 2 匹 宮城県仙台市、多賀城市で活動
シンガポール	3/13～3/15	救助隊員 5 名、救助犬 5 匹 福島県相馬市で活動
ドイツ	3/14～3/15	救助隊 41 名、救助犬 3 匹 宮城県南三陸町で活動
スイス	3/14～3/16	救助隊員 27 名、救助犬 9 匹 宮城県南三陸町で活動
アメリカ	3/15～3/19	救助隊員 132 名、救助犬 12 匹 岩手県大船渡市、釜石市で活動
中国	3/14～3/20	救助隊員 15 名、 岩手県大船渡市で活動
イギリス	3/15～3/17	救助隊員 77 名（プレス 8 名含む）、救助犬 2 匹 宮城県名取市、 岩沼市で活動
メキシコ	3/15～3/17	救助隊員 12 名、救助犬 6 匹 宮城県名取市で活動
オーストラリア	3/16～3/19	救助隊員 72 名、救助犬 2 匹 宮城県南三陸町で活動
ニュージーランド	3/16～3/18	救助隊員 52 名 宮城県南三陸町で活動
フランス	3/16～3/23	レスキュー関係者 134 名（モナコ人 11 名含む） 宮城県名取市、 青森県八戸市で活動
台湾	3/16～3/18	救助隊員 28 名 宮城県名取市、岩沼市で活動
ロシア	3/16～3/18	第 1 陣 75 名、第 2 陣約 80 名 宮城県石巻市で活動
モンゴル	3/17～3/19	救助隊員 12 名 宮城県名取市、岩沼市で活動
トルコ	3/20～4/8	救助隊員 32 名 宮城県多賀城市、石巻市、七が浜町で活動
インドネシア	3/19～3/23	救助隊員 11 名、事務員、メディカル 4 名 宮城県気仙沼市、塩竈 市、石巻市等で活動
南アフリカ	3/19～3/25	救助隊員 45 名 宮城県岩沼市、名取市、多賀城市、石巻市で活動
イスラエル	3/29～4/10	医療支援チーム 53 名 宮城県南三陸町で活動
インド	3/29～4/6	支援隊 46 名 宮城県女川町で活動
ヨルダン	4/25～5/12	医療チーム 4 名 福島県内で活動
タイ	5/8～6/3	医療チーム 2 名×2 チーム 福島県内で活動
スリランカ	5/12～6/1	復旧支援チーム（災害管理省職員）15 名 宮城県石巻市で活動
フィリピン	6/28～7/1	医療支援チーム 3 名 岩手県、宮城県で活動
外務省資料		

池 上 洋 通 (いけがみ ひろみち) プロフィール

1941 年 (昭和 16 年) 11 月 13 日 / 静岡県清水市 (現静岡市) 生れ

*1974 年～1992 年 東京・日野市役所職員

*1992 年～2002 年 自治体問題研究所事務局長・研究担当常務理事
月刊『住民と自治』編集長

◇千葉大学 (教育学部)、法政大学 (社会学部)、自治医科大学 (看護学部) 各講師

*現在 NPO 法人 多摩住民自治研究所研究室長

NPO 法人 日野・市民自治研究所

おきなわ住民自治研究所理事

◇栃木県衛生福祉大学校 (保健学部) 非常勤講師

◇日本社会教育学会会員 ◇全国社会教育推進協議会 ◇民主教育研究所

◇日本ジャーナリスト会議会員 ◇日本青年団協議会助言者

◇いのちとくらし研究所

◎生活と健康を守る会、日野市障害者運動、市民文学会その他の市民運動、日野革新懇、
各種講座一てげてげ [高校生憲法塾]、高齢者古典文学講座、ほか

●主な著作活動 (◇単著 ◆共著)

◇「市町村合併 これだけの疑問」(自治体研究社) 2001

◇「地域活動 事始め」(自治体研究社) 1999

◇「人間の顔をしたまちをどうつくるか」(自治体研究社) 1998

◇「自己実現の時代の地域運動」(自治体研究社) 1987

◇「燃えさかれいのちの火ー日野市の難病運動」(自治体研究社) 1981

◆「九条俳句訴訟」(エイデル研究所) 2018

◆「生きたかったー相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの」(大月書店) 2016

◆「東日本大震災と社会教育」(国土社) 2012

◆「大震災 復興へのみちすじ」(自治体研究社) 2011

◆「ここから始める地方議会改革」(自治体研究社) 2007

◆「市民立学校をつくる教育ガバナンス」(大月書店) 2005

◆「無防備地域宣言で憲法 9 条のまちをつくる」(自治体研究社) 2005

◆「世界史から見た関東大震災」(日本経済評論社) 2004

◆「『構造改革』と自治体再編」(自治体研究社) 2003

◆「21 世紀をひらく市民自治」(自治体研究社) 2003

◆「学校選択の自由化をどう考えるか」(大月書店) 2000

◆「教育、地方分権でどうなる」(国土社) 1999

◆「非核自治体ー抗議・連帯・学習」(平和文化) 1990

◆「健康教育と組織」(医学書院) 1989

◆「図書館があぶない」(教育史料出版会) 1988

◆「共同と人間発達の地域づくり」(自治体研究社) 1985

◆「地域づくり運動新時代」(自治体研究社) 1984

◆「蘇る草の根運動」(旬報社) 1982

◆「難病患者の自立を求めて」(大阪府難病団体協議会) 1981

◆「地域の復権」(学陽書房) 1977

※地方自治論、地方自治制度論、自治体政策論、教育論、社会医学・福祉論、地域文化論その他のテーマで多くの論文・ルポなどがある。

岩波『世界』4月号で「不正統計」をテーマに執筆。